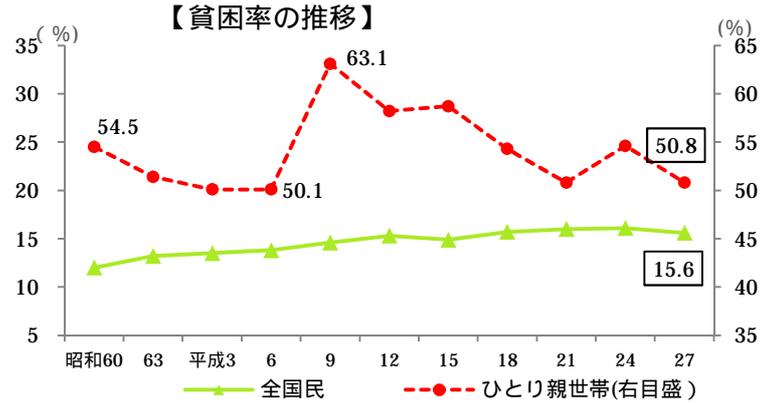
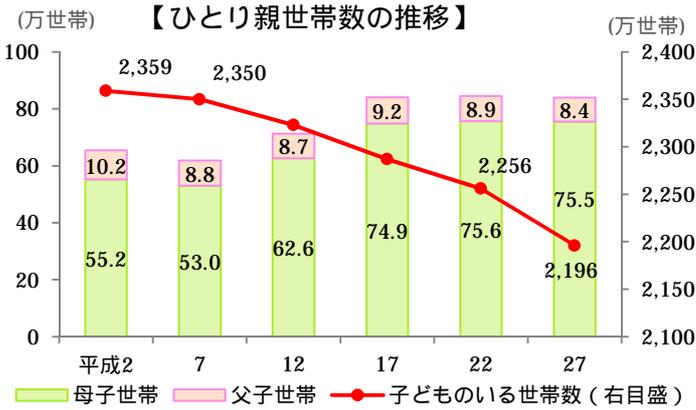




## ひとり親家庭の現状



子どものいる世帯は徐々に減少していますが、ひとり親家庭はこの10年間同水準で推移しています。ひとり親世帯の9割程度が母子世帯です。また、平成27年のひとり親世帯の貧困率は50.8%で、全国民の貧困率15.6%と比べて厳しい状況が続いています。



参考資料：平成29年版「男女共同参画白書」、平成28年「国民生活基礎調査」

### 練馬区「ひとり親家庭ニーズ調査」(平成28年)報告書から(抜粋)



#### 支援体制

土・日曜、祝日の窓口開設希望が70%。「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給」などの支援事業を一つも知らない方が28%。

#### ひとり親になった事情

離婚：82%  
未婚：9%  
死別：8%  
その他：1%

#### 生活

養育費を取り決めていない世帯が51%。経済的な悩みは「子どもを塾や習い事に行かせられない」が42%、「家賃の負担」が40%。

#### 就労

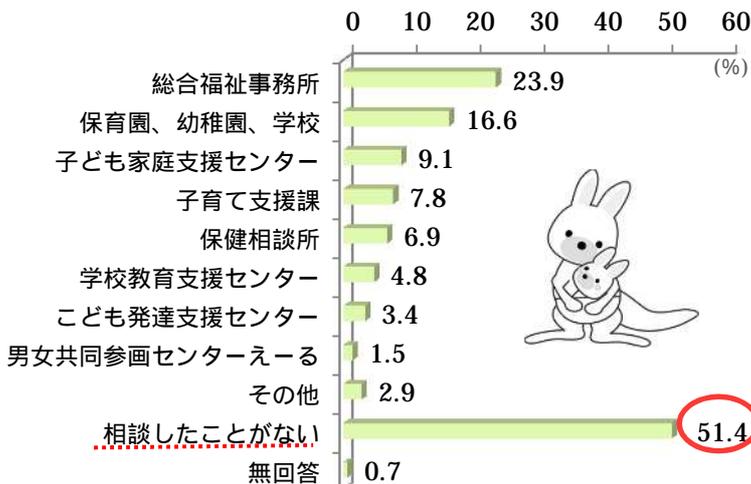
就労率は88%。正社員の割合は母子世帯34%、父子世帯54%。「賃金が安い」などの理由で転職等を42%の方が希望。



#### 子育て

仕事との両立で困難を感じるのは、学校行事への参加(53%)、子どもの急病時の対応(51%)。子育ての悩みは、しつけや教育が49%。

#### 【公的な相談窓口の利用経験】



#### ひとり親家庭の総合相談窓口

各家庭に必要な支援窓口を案内するほか、専門相談員が自立に向けたプランを作成するなど、各家庭の事情に寄り添った専門的な支援を行います。

相談時間：平日午前8時30分～午後8時

(午後5時15分以降は当日午後5時までに要予約)

第2・4土曜日午前10時～午後4時

(1週間前の金曜日午後5時までに要予約)

場所：練馬区役所本庁舎10階

HP：ひとり親家庭支援ナビ

<https://nerima-hitorioya.jp/>

問い合わせ：ひとり親家庭支援係

☎03-5984-1319 (直通)



## 女の子が生きていくときに、覚えてほしいこと

西原理恵子著  
KADOKAWA 2017

女の子がどうやって人生を切り開いていくのか。結婚はしてもしなくてもいいから無職で子どもは育てないでね。王子様を待たないで。ダイヤモンドもお寿司も自分で買おう。どんな時でも次の一手は、自分で考えて、自分で選ぶ。幸せは自分で取りに行く。

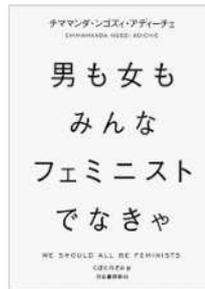


## 「死ぬくらいなら会社辞めれば」ができない理由

汐街コナ著  
あさ出版 2017

その仕事は命よりも大切？ 過労自殺と聞くと「死ぬくらいなら辞めればいいのに」と思う人は多いのだろうが、その程度の判断力さえ失ってしまうのがブラック企業の恐ろしさ。あなたやあなたの大切な人が「もう、無理...」とならないために。世界は広いよ。

## 新着図書紹介



## 男も女もみんなフェミニストでなきゃ

チママンダ・ンゴズィ・アディーチェ著  
河出書房新社 2017

フェミニストは男嫌いで、化粧もしないで、いつも怒っていて、いつも女が何とかしなければと考えている？ フェミニズムそのものがステレオタイプの型にはめられている？ 窮屈な価値観から自由になろう。男も女も。



## 子ども・パートナーの心をひらく「聴く力」

辰由加著  
秀和システム 2017

家族が心を閉ざし、話をしなくなった時、どうしたらいいのか。著者は長男に対し「傾聴技法を使った聴き方」により信頼関係を再構築した。相手の心に寄り添う「聴き方」で親子関係、夫婦関係が変わる。「聴ける自分を作る」ことは自分を愛し、大切にすることにつながる。



## ワンオペ育児

藤田結子著  
毎日新聞出版 2017

ワンオペ育児とは、ブラック企業の「ワンオペレーション＝1人作業」が母親たちの育児や家事の状況とそっくりなことからネット上で使われ始めた。幼い子どもを育てている女性はたいていヘトヘト！ 家事に育児に仕事にと、働きづめの母親たちの実情に迫る。ワンオペ育児を乗り切る方法も掲載。

## テーマで読む1冊

### 平成家族考

家族を見続ける FPIC からの提言  
家庭問題情報センター編著

離婚、非行、児童虐待、家族間の悩み事等に元家庭裁判所調査官が応える場として、家庭問題情報センターが設立されました。その後心理・教育相談、面会交流援助、後見・後見監督、情報誌「ふぁみりお」の発行と展開し、「ふぁみりお」発行20年を機に出版されました。「協議離婚について考える」「子どもの最善の利益の実現に向けて」等多くの事例を取り上げ提言。(司法協会 2015)





# 時代を拓いた女たち

くめ あい  
久米 愛

1911年(明治44年)~1976年(昭和51年)

『自由がなければ  
人は成長できない』

日本で、女性にも弁護士となる道が開かれたのは、昭和11年の改正弁護士法施行によるものである。明治26年に制定された日本初の弁護士法には、弁護士の要件として「民法上の能力を有する成年以上の男子たること」と定められていた。この「男子たること」が削除された改正にあたっては、婦人参政権運動を展開していた市川房枝等「婦人参政同盟」が、婦人にも弁護士資格を与えるよう陳情書を提出していた。

昭和15年、久米愛は、中田正子、三淵嘉子とともに我が国初の女性弁護士となった。まだ女性に参政権が認められていなかった時代である。

明治44年、愛は大阪に生まれる。「はなたれ娘のころから男尊制の社会に憤りを感じていた」。津田英学塾(現・津田塾大学)で英語を学んだ愛だったが、卒業後は不況で英語教師の口は少なかった。もうすぐ女性が弁護士になる道が開けそうだと聞き胸を躍らせる。父からは「お前は口答えの名人。日本にも女弁護士ができればなあ」とよく言われていたという。女性が法律を学べる唯一の大学だった明治大学の女子部を経て、昭和11年、明治大学法学部に入学。昭和13年11月に司法科試験の合格者が発表されると「法服を彩る紅三点。弁護士試験、初の栄冠」などと新聞に大きく取り上げられた。さかのぼってこの年の1月に愛は学生結婚をしている。昭和14年卒業。15年、正式な弁護士となり、翌年には長男が生まれた。家事と育児に奮闘する。この後娘2人を授かるが、長男は終戦後疎開先から帰って間もなく

病死。戦後すぐには弁護士の仕事も少なく、洋裁や手芸、洗濯屋、通訳などで、生きるために懸命に働いた。昭和25年、GHQの招聘による「婦人使節団」の一員として米国に渡り、女性法律家等と交流。「婦人が男性に劣らず社会的に活動している」ことに刺激を受け、日本でも女性の地位を向上させる必要性を感じた。帰国後、三淵嘉子らとともに「日本婦人法律家協会」を発足、会長に就任。以後26年にわたり会長を務める。最高裁判所が「女性をあまり採用したくない」という態度をとった時には協会の名で抗議文を出した。国や自治体の審議会などに女性弁護士を紹介し、女性の参画を後押しした。昭和34年以降7回にわたり国連の日本政府代表等を務める。婦選会館の理事も務め、昭和50年国際婦人年日本大会副委員長、昭和51年、日本で初めて女性で最高裁判所判事候補となったが、同年7月、65歳でがんにより逝去。

愛が残した言葉に「世界人口の51%が女性であるのに、この51%の女性が、社会の開発への参加からいつも取り残されるということは、人類にとり、大きな損失である。(中略)...平等とは、計画決定の段階に、女と男が同等の資格で参加することである。政治、社会や教育面での計画、決定への参加である。男は幼児の時から、社会に出て計画、決定に加わるという教育と訓練を受ける。しかし、女にはされていない。(中略)...女には能力がないのではなくて、開発され訓練されていないということである」。男女共同参画社会基本法が制定されるのは平成11年である。

参考資料：「女性法曹のあけぼの」(写真も)、「先駆者たちの肖像」



裁判で闘った女たち(昭和40年代~50年代)の記録

(弁護士白書 平成20年版より)



## ●結婚退職制

(住友セメント事件)

昭和41年

女性だけに強制された結婚退職制度は、「性別による合理性を欠く差別の禁止」とかつ「結婚の自由の制限」の観点から民法90条違反とした。

## ●女性若年定年制

(東急機関工業事件)

昭和44年

女子を著しく不利益に差別する定年制(男子55歳、女子30歳)は著しく不合理なものとして民法90条に違反し無効とした。

## ●男女差別定年制

(日産自動車事件)

昭和48年

5歳差の男女別定年制を違法として争った事件。わずかの男女差別も許されないとし、女子の定年年齢を低く定めたのは民法90条違反とした。

## ●男女差別賃金

(秋田相互銀行事件)

昭和50年

26歳になると男女別の賃金表が適用されていた事件。判決は労基法4条違反を認め、男性との差額賃金の支払いを命じた。

# にゅーすBOX

## ひとり親世帯貧困率 50.8%

厚生労働省が平成 28 年の国民生活基礎調査の結果を発表。3 年に 1 度調べる貧困率(平成 27 年調査対象年)で、ひとり親世帯は 50.8%に上った。50%超という水準はOECD(経済協力開発機構)のまとめでは、主要国最悪レベルだ。18 歳未満の子どもの貧困率は 13.9%で 12 年ぶりに改善したが、子どもをめぐる環境はまだ厳しい。平成 27 年の雇用者所得は、母子世帯の平均 209 万 3 千円に対して、全世帯は 373 万 6 千円。

## 少子化社会対策白書 平成 29 年版

政府は平成 29 年版少子化社会対策白書を閣議決定した。男性が妻の出産直後(2 か月以内)に取得した休暇に関する初の実態調査結果を掲載している。妻の出産後 55.9%が休暇を取得。「4 日以上 6 日未満」の取得が最多で 23.0%だった。取得した時期では「出産日」が最も多く(52.3%)、「出産翌日から退院まで」「退院翌日から出産後 2 か月以内」が続いた。取りたいのに取らなかった理由として、「業務が繁忙で休むことが難しかった」「休暇を取りづらい職場だった」等。

## 事実婚にも不妊治療助成

不妊治療は一部を除き公的医療保険が適用されず、経済的負担が大きい。厚生労働省は来年度から事実婚の異性カップルも不妊治療にかかる費用の助成制度の対象に含める方針を固めた。家族の形が多様化する中、子どもを持ちたい人たちをより広く支援する。保険適用外の体外受精と顕微鏡受精が初回の治療で最大 30 万円、2 回目以降は 15 万円まで。男性対象の手術にも 15 万円が支給される。

## ストーカー被害者に転居費

警視庁の発表によると、ストーカーやDV、児童虐待などの被害者やその親族が、加害者から逃げるための引っ越し費用を公費負担する制度を 8 月から導入し、全国でも珍しい制度。新制度は、危害が加えられる恐れが高いなど一定の条件を満たした被害者らが対象。7 万円を上限とする。

## 練馬区独立 70 周年

8 月 1 日、練馬区は練馬文化センターで、「練馬区独立 70 周年記念式典」を開催し、区民とともに盛大に祝った。また、記念誌「くるりとねりま」を発行し、区役所や区内の書店などで販売を始めた。記念誌はオールカラー216 ページで、練馬区の歴史を写真や地図、年表などで振り返っている。

練馬区は昭和 22 年 8 月 1 日、当時の板橋区から分離・独立し、23 番目の特別区として誕生した。

## 女性都議 最多

今回 7 月の都議選では過去最多の 65 人の女性が立候補した。当選も前回の 25 人を上回る過去最多の 36 人となった。

## 親族間犯罪も被害者支援

「犯罪被害給付制度」のあり方を議論してきた警察庁の有識者会議は、現行で原則不支給になっている親族間犯罪について、加害者との関係が事実上破綻している場合には基準額の全額を支給することなどを柱とする提言をまとめた。親が殺害されるなどした幼い子どもの自立を助けるため、子どもが 18 歳になるまで支援することなども盛り込んだ。全国の警察が昨年摘発した殺人事件(未遂を含む)の 55%が親族間で発生。給付のあり方が最大の論点となっていた。

## 管理職志向の女性 2 年目急減

国立女性教育会館が行った平成 27 年の新卒者を対象にした調査で、女性会社員の中で管理職を目指そうとする人の割合が入社 2 年目で低下することが分かった。入社 1 年目と 2 年目に同じ人に同じ質問をして調査。「仕事と家庭の両立が困難になるから」という理由が最も多く、「自分には能力がないから」が続く。管理職を「目指したい」「どちらかという目指したい」という女性は入社 1 年目では 64.7%だが、2 年目では 44.1%に減った。働き方では、2 年目になると残業が「ほぼ毎日」と答えた割合が男女とも 4 割を超えた。

## 発達障害 就学前に発見

文部科学省は、子どもの発達障害を早期に発見するため、小学校入学前に行う就学時健康診断の実施方法を見直すことを決めた。問診を含む検査内容を充実させるとともに、保護者から乳幼児健診の結果を学校に提出してもらうことなどを検討している。乳幼児健診の結果提出については「保護者の同意」を前提条件にする方針。年度内に就学時健診の手引書を改訂し、平成 31 年度入学者からの実施を目指す。

## ドイツ下院同性婚法案可決

ドイツ連邦議会(下院)は、同性婚を認める法改正を賛成多数で可決した。連邦参議院(上院)での審議を経て法制化されると、男女のカップルと同様に扱われ、養子を迎えることが可能になる。欧州では、英国、フランス、アイルランド、スウェーデンなどの北欧諸国で同性婚が認められている。

